～三春町介護保険要介護認定を受けている方へ～

『介護保険　障害者控除対象者認定書』について

　要介護認定者を対象に、障がい者等に準ずる方であると町長が認める場合、所得税や個人住民税の障害者控除の適用を受けるための『障害者控除対象者認定書』を交付いたします。

○『障害者控除対象者認定書』は、税法上の申告にのみ有効です。

**○三春町の介護保険被保険者で、三春町の申告会場で申告される方や、障害者手帳等で申告される方等は、当該認定書は不要です。**

|  |  |
| --- | --- |
| 認定書の対象者 | 12月31日現在（又は亡くなった日）を基準として、原則６５歳以上で要介護認定を受けている方（以下「介護障害認定者」という。） |
| 控除区分 | 障害者控除 | ①要介護１～３の方（ただし、要介護３で一定の要件を満たす方は、特別障害者控除が該当します。） |
| 特別障害者控除 | ①要介護３のうち、要介護認定調査又は医師の意見書において、次のいずれかと判断された場合　　障害老人の日常生活自立度がＢ１、Ｂ２、Ｃ１、Ｃ２、　　認知老人の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、Ⅳ、Ｍ②要介護４～５の方（※40歳から64歳までの方で、基準日時点で6か月以上寝たきりの状態の方は適用される場合があります。） |
| 申告のしかた | 申告者 | ・介護障害認定者ご本人の申告をするとき。・介護障害認定者を扶養し、扶養控除を受ける親族が申告するとき。（年末調整での申告も含みます。） |
| 認定書が必要な方 | 次の場合は、申告書に認定書を添付してください。・税務署会場で申告する方や税務署へ郵便申告する場合。・三春町以外の市区町村の会場で申告される場合。・会社の年末調整で申告する場合。 |
| 認定書が不要な方 | ・三春町の申告会場で申告される場合は、認定書の添付は不要です。（ただし、申告の際に税務担当者に申し出てください。）・障害者手帳の交付を受けている方は、手帳により控除申告ができます。（ただし、障害者手帳より、要介護認定のほうが程度が重い場合は、介護障害者認定を優先できますので、認定証が必要な場合があります。）・障害者控除の申告がなくとも非課税となる方。 |

※介護障害認定者の方が亡くなった場合は、亡くなった年の分まで控除が受けられます。

※基準日は12月31日現在の状況で認定いたしますが、年末調整等で早めに認定証が必要な場合は、介護保険グループに申し出てください。直近の内容で認定証を交付いたします。

ただし、12月31日現在の介護認定が変更され、障害者控除の区分が変わる場合は、再交付が必要です。

○認定書の申請方法

①申請者の印鑑、②窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証、健康保険証など）を持参のうえ、介護保険グループ窓口にて申請してください。

　　※郵送で申請する場合は、申請書に必要事項を記入、押印のうえ、②の身分証明書のコピーを添付し下記までお送りください。なお併せて切手を貼った返信用封筒もお送りください。

　　　　　　申請先：〒963-7796　福島県田村郡三春町字大町１番地の２

　　　　　　　　　　　　　　　　三春町保健福祉課　介護保険グループ　宛

（参考）障害者控除一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 所得から控除される額 | 対　　象　　者（12月31日基準） |
| 所得税 | 住民税 | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神保健福祉手帳 | 介護保険 |
| 障害者控　除 | 27万円 | 26万円 | ３～６級 | Ｂ | ２～３級 | 認定書に記載 |
| 特別障害者控　除 | 40万円（75万円）※ | 30万円（53万円）※ | １～２級 | Ａ | １級 | 認定書に記載 |

※同居の特別障害者の方は、加算により、所得税で75万円、住民税で53万円が控除されます。

○問い合わせ　認定書に関すること　　保健福祉課　介護保険グループ

☎０２４７－６２－３１６６　　　　ＦＡＸ０２４７－６２－０２０２

税の申告に関すること　税務会計課　　　課税グループ

☎０２４７－６２－８１２７　　　　ＦＡＸ０２４７－６２－５１５５